

○がん登録情報利用等審議会条例

平成二十八年三月二十二日

宮城県条例第二十七号

がん登録情報利用等審議会条例をここに公布する。

がん登録情報利用等審議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、がん登録(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号。以下「法」という。)第二条第二項に規定するがん登録をいう。)等により得られた情報の利用、提供又は匿名化に関する事項を調査審議するため、宮城県がん登録情報利用等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会に、がん登録情報利用等審査部会(以下「部会」という。)を置き、法第十八条第二項、法第十九条第二項及び法第二十一条第十項の規定による意見の聴取に係る事項を調査審議する。

- 2 審議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、五人以内とし、会長が指名する。
- 5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。
- 6 所掌事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略